

プロポーザル募集に関する公告

木曾三川サイクルツーリズム 長良川・木曾川連携ルート及び整備計画検討業務を事業者
に委託するにあたり、優れた技術者を募集し事業者を決定するために、次のとおりプロポ
ーザルを実施する。

令和8年6月22日

岐阜県可茂土木事務所長 所 充士

1 業務概要

- (1) 業務名 木曾三川サイクルツーリズム 長良川・木曾川連携ルート及び整備計
画検討業務
- (2) 業務内容 長良川サイクリングモデルルート、周辺地域及び木曾川サイクリング
モデルルートにおける連携ルート及び整備計画検討業務
- (3) 仕様等 「岐阜県可茂土木事務所 木曾三川サイクルツーリズム 長良川・木
曾川連携ルート及び整備計画検討業務 説明書」（以下、「説明書」
という。）による。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (5) 契約予定対象者
本業務の契約予定対象者は、岐阜県県土整備部公募型プロポーザル方式により選定
し、書面及びヒアリング評価で1者を選定する。

2 プロポーザルに係る日程

項目	日程
(1) 公告・説明書の交付	令和8年6月22日(月) 9時00分から 令和8年7月21日(火) 16時00分まで
(2) 質問書の提出期限	令和8年6月22日(月) 9時00分から 令和8年7月 1日(水) 16時00分まで
(3) 質問書の回答期限	令和8年7月 2日(木) 9時00分から 令和8年7月 8日(水) 16時00分まで
(4) 参加表明書・技術提案書等提出期限	令和8年6月22日(月) 9時00分から 令和8年7月22日(水) 16時00分まで
(5) ヒアリング日程・非予備選定通知	令和8年7月下旬
(6) ヒアリング実施	令和8年7月下旬又は8月上旬
(7) 選定結果通知(選定・非選定)	令和8年8月

3 参加資格

(1) 事業者に対する要件

下記条件をすべて満たすこと。

- ① 日本国内に本社、本店を置いていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県入札参加者資格名簿の「測量・建設コンサルタント等業務」に登録されていること。
- ④ 参加表明書等の提出期限から当該業務の契約締結日までに、岐阜県から、岐阜建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領（平成13年4月1日 工検第12号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 業務実績
参加表明書を提出するものは、平成23年度以降に完了した同種又は類似業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

(同種業務)

ナショナルサイクルルートのサイクルツーリズムに関する業務

(類似業務)

自転車活用に関する以下のいずれかの業務

ア. サイクルツーリズムに関する業務

(ナショナルサイクルルートに関する業務を除く)

イ. 自転車走行環境整備計画に関する業務

⑦ 実施体制

技術提案書（様式-2）に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が、主たる業務に該当する。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然である。

(2) 予定技術者に対する要件

下記条件を満たす管理技術者・照査技術者を当該業務に配置できること。

① 管理技術者

1) 資格

岐阜県設計業務委託共通仕様書第1107条3の条件を満たす者であること。

2) 業務実績

(1) 事業者に対する要件 ⑥業務実績 に同じ

② 照査技術者

1) 資格

岐阜県設計業務委託共通仕様書第1108条2(2)の条件を満たす者であること。

4 予備選定・選定方法

- (1) 別に設置する「木曾三川サイクルツーリズム 長良川・木曾川連携ルート及び整備計画検討業務プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という。)において、厳正な評価を行う。
- (2) 提出書類及びヒアリングにより評価を実施し、最優秀提案者を選定する。ただし、参加者多数の場合、書面評価によるヒアリング参加者の予備選定を行う。
- (3) ヒアリング参加者を予備選定するための評価項目又は技術提案書を選定するための評価項目は以下とする。
 - ① 事業者の能力 (書面評価)
 - ② 予定技術者の能力 (書類・ヒアリング評価)
 - ③ 特定テーマに対する技術提案 (書類・ヒアリング評価)
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方式により合計得点を算出する。
- (5) 評価会議による書面評価の結果(予備選定・非予備選定)及び評価の結果(選定・非選定)については、プロポーザル参加者に別途通知する。
- (6) 評価の結果、非予備選定及び非選定となった者は、その通知が到達した日から起算して7日以内に、書面により非予備選定又は非選定となった理由についての説明を求めることができる。また、説明に対する回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

5 提案者の失格に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格とする。

- (1) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加表明書等の提出は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が参加表明書を提出したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 参加者が当該プロポーザルに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (5) 参加者の提案が他者のものであるとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 非予備選定・非選定に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者を予備選定・選定しない。

- (1) 参加表明書に示される業務実施体制について
 - ・ 再委託の内容が主たる業務に該当する。
 - ・ 業務の分担構成他、不明確又は不自然である。
- (2) 技術提案書について
 - ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・ 業務目的に反する内容となっている。
 - ・ 事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・ 実施方針と特定テーマの技術提案との間に整合性が図られていない。
- (3) ヒアリングについて
 - ・ 技術者自身の業務実績について説明できない等、自ら主体的に携わったことが認められない。
 - ・ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
 - ・ 質問に対する回答が無い又は回答が著しく不適切である。

8 契約

(1) 契約相手方

評価会議が選定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積もり徴収の相手方とする。ただし、最高点の者が複数者いる場合で提案金額が示されているときは、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決定する。

応募者が1者のみの場合で、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とし、基準点に満たない場合、または、提案者がいない場合には、再度公募を実施するものとする。

(2) 契約金額

選定者から徴収した見積を参考に仕様書を作成し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前払金

契約の相手方は、岐阜県委託業務契約約款第34条に基づき、前払金を請求することができる。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) 電子契約

選定された契約予定者へは電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。

(6) その他契約条項

岐阜県委託業務契約約款による。

9 選定結果の公表

(1) 公表方法

選定結果に関する情報は、県庁ホームページにおいて公表するものとする。

なお、県庁ホームページにおいて選定結果を公表する期間は、3年間とする。

(2) 公表時期及び公表内容

次の内容を、契約交渉の相手方が決定した後速やかに公表するものとする。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 構成員の氏名
- ⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

- i 事業者の競争上の地位に配慮して②と③の対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順、③は評価点の得点順にそれぞれ記載することとする。
- ii 応募者が2者の場合には、③は公表しないこととする。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案書の著作権は提案者に帰属する。

- (3) 提案書は他の提案者に対して非公開とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提案書の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は提案者の負担とする。
- (6) その他詳細は、説明書による。

1 1 プロポーザルに関する問合せ先

〒505-8508

住 所 岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610-1

担 当 総務課 管理調整係

電 話 0574-25-3111 (内線303)

F A X 0574-25-0355

Eメール c26006@pref.gifu.lg.jp